

住宅の改修工事を行った方へ

省エネ改修工事や耐震改修工事、バリアフリー改修工事を行った家屋については、固定資産税の減額措置が設けられています。

改修工事の終了後3か月以内に、必要書類を添えて申告の手続きをお願いします。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

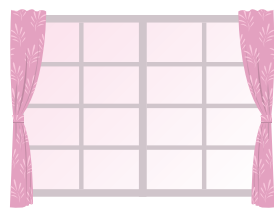
申問 課税課家屋係 ☎826・1111 内線2337、2260



家屋を取り壊された方へ

平成22年中に取り壊された家屋は、23年度から課税の対象になりませんが、取り壊し終了後、ご連絡ください。取り壊された家屋の所在地を教えてください。平成21年以前に取り壊された家屋についても、同様にご連絡ください。

★省エネ改修工事



平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)について、平成25年3月31日までに現行の省エネ基準に適合するように、一定の省エネ改修工事(工事費30万円以上)を行ったときは、翌年度の固定資産税額の1/3が減額になります。

- ◎減額対象床面積…1戸当たり120㎡分まで
- ◎工事実施期間…平成20年4月1日～平成25年3月31日
- ◎改修内容…①窓の断熱改修(二重サッシ化、複層ガラス化など)
②床の断熱改修 ③天井の断熱改修 ④壁の断熱改修
- ※いずれも、外気などと接する部分の工事に限ります。また、①の工事を行っていない場合は、②～④は減額の対象となりません。
- ◎必要書類…証明書(建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行するもの)、工事の明細書、領収書

★耐震改修工事

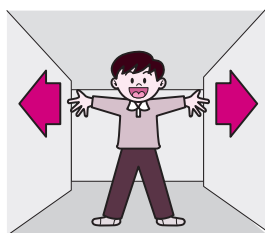
昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、現行の耐震基準に適合するように、一定の改修工事(工事費30万円以上。工事前の耐震診断費は含まれません)を行ったときは、固定資産税額の1/2が減額になります。



- ◎減額対象床面積…1戸当たり120㎡分まで
- ◎工事実施期間…平成18年1月1日～平成27年12月31日
- ◎減額期間…●平成22年から平成24年までの改修 → 翌年度から2年度分
●平成25年から平成27年までの改修 → 翌年度のみ
- ◎必要書類…証明書(建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行するもの)、工事の明細書、領収書

★バリアフリー改修工事

平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)について、平成25年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事(自己負担での工事費30万円以上)を行ったときは、翌年度の固定資産税額の1/3が減額になります。



- ◎減額対象床面積…1戸当たり100㎡分まで
- ◎工事実施期間…平成19年4月1日～平成25年3月31日
- ◎対象となる住宅の要件…次のいずれかの方が居住する住宅
 - 65歳以上の方 ●障害のある方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ◎改修内容…次のいずれか
 - 廊下の拡幅 ●階段の勾配の緩和
 - 浴室・便所の改良 ●手すりの取り付け
 - 床の段差の解消 ●引き戸への取り替え
 - 床表面の滑り止め化
- ◎必要書類…工事の明細書、領収書、工事前後の写真

